

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-3 魅力ある学 校づくり	学校教育環境の充実	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		個に応じたきめ細やかな指導のため、少人数学級やティームティーチングを充実させる。	小中学校のスクールサポート教員は従来からあったティームティーチング（複数教員による学習指導）による指導に当たるとともに、きめ細やかな指導に対応するための補助教員としての役割を担うものである。その配置については少人数指導の効果が発揮できるよう学校の実状を考慮して配置する。
				法令に基づき事務を遂行し、適切に児童生徒の学籍管理を行う。	・学級編制事務 <input type="checkbox"/> ・学齢簿作成管理 <input type="checkbox"/> ・入学、退学、転学の手続き <input type="checkbox"/> ・学区外就学、区域外就学の手続き <input type="checkbox"/> ・我孫子市通学区審議会
				保護者・地域から選出された学校評議員の意見や助言を参考とした地域に開かれた学校づくりを推進する。	市内の全小中学校に、学校評議員制度を設置し教育委員会は、公募委員を含め、1校あたり8名以内の委員を委嘱する。評議員は年4回開催される評議員会において、校長が求める事項に関して意見や助言を行う。 <input type="checkbox"/> 校長が意見や助言を学校運営に反映させ、地域とともに学校づくりを推進する。
				市内の小学校の児童が安全に学校生活を送ることができるよう対応する。	小学校の授業日に1日1人体制で8時間（4時間×2人）、児童の安全確保のために各校3人の安全管理員を配置する。安全管理員は学校内の巡視、来校者の確認、不審者の通報、門扉、フェンス等の点検、校庭の環境整備を行う。また、児童に危険が及ばないよう配慮する。
				市内小中学校19校の学校運営費の予算管理を一括で行い事務の効率化や適正な予算執行を図り、児童生徒の学習環境の整備を行う。	・市内の全小中学校を運営維持していくため必要な光熱水費や消耗品等学校運営経費全般の予算管理（予算の執行や伝票作成など庶務的事務全般）を行う。
				個に応じたきめ細やかな指導のための人員を配置する。	市内の全小中学校の市職員や会計年度任用職員および県職員の人事配置・サービス管理・県教育委員会との連絡調整などを行い、会計年度任用職員の採用や給与計算業務全般を実施。また、病休や退職が生じた場合の速やかな対応を目指す。
				市内小中学校19校の備品管理事務を通じ、学習環境の整備を行う。事務の効率化や適正な予算執行・備品の有効活用を図る。	・市内の全小中学校を運営維持していくための学校備品を適正に購入管理する。（学校備品予算の執行や伝票作成・備品台帳の管理など庶務的事務全般） <input type="checkbox"/> ・教育基本法の改正を踏まえ、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、言語活動・理科教育・外国語教育・道徳教育・体験教育などの充実を図る。 <input type="checkbox"/> ・各学校の備品を管理するため、システムを導入し適正かつ効率的な備品の活用を行う。
				学校管理下での児童生徒の災害に対して当該児童生徒の保護者に災害共済給付を行う制度に加入することや、学校設置者として損害賠償などが発生した場合に補てんする保険に加入することで、万が一の事態に備える。	「日本スポーツ振興センター法施行令第5条」の規定により、学校管理下において発生した事故で、療養に要する費用が5,000円以上の者につき、その児童生徒の保護者へ給付する。 <input type="checkbox"/> また、「賠償責任保険」では、学校施設の瑕疵、学校施設の管理業務遂行上の過失、学校業務遂行上の過失などについて、市が賠償責任を負う場合の補償について補てんする。
				学校における保健管理に関し必要な事項を定め、児童・生徒並びに職員の健康の保持増進を図る。	学校保健安全法・労働安全衛生法に基づき健康診断の実施と事後措置、健康相談、感染症の予防等を通じて、児童生徒及び教職員の健康の保持を図る。
				我孫子市教育委員会における学校保健に関する研究及び学校保健活動の充実を図る。	学校保健衛生の施策に対する思想の普及啓発・調査研究を行う。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒の健康保持増進の実践力を育成するため、小中学校における食育・歯科保健活動の充実を図る。 <input type="checkbox"/>
学校において、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図る。	毎年時期を定めて、学校環境の実態を把握し、基準に示された環境の維持と必要に応じ適切な改善を行うなどの事後措置を講じる。 <input type="checkbox"/> 感染症・熱中症予防対策として消毒液や経口補水液等を配布して対応を図る。 <input type="checkbox"/> 放射線量の測定を校庭5ヶ所の定点測定と、学校敷地内の空間放射線量を測定・確認し、結果をホームページで公表する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒が安全に通学できるように必要に応じて通学路に関係する機関と連携し点検を行う。 <input type="checkbox"/> 災害時に備え、各学校での防災態勢・防災教育を行う。 <input type="checkbox"/>				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-3 魅力ある学 校づくり	学校教育環境の充実	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		福島第一原子力発電所事故に伴う放射能の除去を実施し、児童・生徒が安全で安心して学ぶ環境を整備する。	福島第一原子力発電所事故に伴う放射能の除去を実施する。□ 高さ5センチで、平均放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト以下を目指す。□ 放射線量の高い場所（ホットスポット）の除染を実施する。□
				平成28年6月に策定された我孫子市公共施設等総合管理計画及び令和2年3月に策定した学校施設個別施設計画により、老朽化が進む学校施設の改修等を計画的に実施する。	我孫子市の教育施策や基本方針を踏まえ、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能や性能を考慮しながら、老朽化が進む施設の計画的な改修等を進める。
				小中学校の校地、校舎、屋内運動場等施設の適切な管理と、老朽化した施設の改善工事や修繕を実施し、児童・生徒が安全で安心して学ぶ環境を整備する。	・校地及び施設の点検に基づき改善工事及び修繕等により適切な対応を図る。□ ・校地内の樹木の剪定、草刈業務等を委託する。□ ・今後、学校施設個別施設計画に基づき、中長期的なトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的な施設整備を進める。
				児童生徒の熱中症対策と避難所機能向上のため、小中学校屋内運動場に空調設備を整備する。	小中学校屋内運動場に空調設備を整備する。
				教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行された。□ 総合教育会議は、この法律に規定された法定会議であり、市長と教育委員会で構成される。□ 総合教育会議では、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議、児童・生徒等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合の協議等について協議・調整を行う。□ 平成27年度、教育に関する「大綱」を策定した。平成31年度には、これまでの大綱を引き続き推進するため、見直しを行い、文言の修正をしたうえで期間を平成31年4月からの4年間とした。
子どもがいきいきと 輝く学校づくり （1/2ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		我孫子市いじめ防止推進条例に基づき、いじめ防止対策の基本理念、市が取り組むべきいじめの防止等に関する施策を積極的かつ効果的に実施することにより、児童生徒が健やかに成長することができる環境をつくる。	我孫子市いじめ防止対策推進条例に基づき、我孫子市いじめ防止基本方針の重点となっている、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」を柱に、教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じていく。児童生徒に対していじめアンケート調査、Q-U検査等を定期的の実施し、実態把握といじめの早期発見に努めていく。□	
			市内教職員の教育的な資質の向上を図り、学校教育の充実を図る。	①教育委員会主催で、教職員を対象とした資質向上研修会を実施する。□ ②各小中学校での校内研修会に教育委員会の指導主事を派遣し、最新の教育情報を提供したり、授業研究会での指導・助言を行う。□ ③市内全教職員に「我孫子市学校教育施策」のリーフレットを配付し、我孫子市の学校教育の重点を周知することで、教育の充実を図る。	
			地域の方、保護者、大学生、高校生等をボランティアとして活用し、学習・部活・行事等を支援し、子ども達にとって効果的な、きめ細やかな学習、活動を展開し、学力の向上に取り組むと共に、小中一貫教育の目指す児童像の実現に向け、学校運営協議会制度構築及び更に環境整備、登下校の見守り等、子ども達が安全、安心して学べる教育環境をつくる。	①各校原則1名配置している地域コーディネーターを統括し、コーディネータの育成、学校と支援ボランティアとの連絡・調整を円滑に行うように指導する。また、中学校区内の連携やボランティア活動が定着、拡大するよう研修会を設定する。□ ②学習支援（授業補助、個別支援、放課後補習等）、部活動支援は主に教員OBや大学生を活用している。その中で、計画的・継続的に学習支援ができる方を「教育活動推進員」とし、質を確保するため有償にする。同じように、中学校区を単位に「ICT教育支援員」「理数教育支援員」を配置する。□ ③環境整備、登下校の見守り等、教育環境の整備は、地域の方、保護者等に募集を呼びかける。	
		市内小・中学校に相談員を派遣し、児童・生徒の教育相談に応じ、不安や悩みの解消及び不登校対応に努め楽しい学校生活が送れるようにする。児童生徒の様々な悩みについて、時と場に応じた教育相談が適切に行うことができるよう教職員の資質を高める。	市内小・中学校全19校に心の教室相談員を派遣し、児童生徒の教育相談業務に従事する。派遣は原則として週8時間（4時間×2日を原則とする）とするが、大規模小学校2校、中学校6校には週3日（4時間×3日）の派遣とする。□ 講師を招聘しての「心の教室相談員研修会」を年間8回実施し、相談技能の向上を図る。□ 市内小・中学校の長欠対策担当教員を対象に、年2回研修会を行う。□ 研修会において学校における長欠児童生徒に対する幅広い登校支援相談の在り方を研修し、校内での活用を図る。市内小・中学校の教職員を対象に、年1回講師を招聘し、研修会を実施する。		

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-3 魅力ある学 校づくり	子どもがいきいきと 輝く学校づくり (2/2ページ)			長期欠席、不登校児童生徒に対して、学習の補充、様々な活動を通して自立を促し、集団への適応力を養う。子どもの発達状況や精神状況を踏まえて学校生活への復帰を図る。	長期欠席、不登校児童生徒及びその保護者に対し、心理的不安を解消していく過程で、集団への適応・自立を促し、学校生活への復帰ができるような支援・指導を行う。 <input type="checkbox"/> 「ヤング手賀沼 けやき分校」を開校し、児童生徒がより通級しやすい環境づくりを整備する。
				幼児教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園）から小学校教育へなめらかにつなげるために、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校在子どもを育ちを共に見守り、交流・連携活動等を通じて、子ども同士や職員同士、子どもと職員間の連携を深める。	幼稚園、保育園、認定こども園から小学校へなめらかにつなげるために、以下の順序で交流を深める。 <input type="checkbox"/> ステップ1 幼保小連携の啓発、小学校への散歩、学校だより園だよりを通しての情報交換、お互いの行事(催し)の案内 <input type="checkbox"/> ステップ2 幼保小連携に関する研修会、小学校の授業(国語や生活科等)での子ども同士の交流、お互いの行事(運動会の招待レース等)の案内と参加、PTAや父母会主催研修会の案内 <input type="checkbox"/> ステップ3 入学前の引継ぎ、小学校のキャリア教育、体験学習、保護者懇親会に教員が参加(講師)、職員の交流(式典への参加、授業参観と保育参観、体験参観、体験研修、合同学習会) <input type="checkbox"/> ステップ4 幼保小連携・接続カリキュラムの作成及び実施
				小中学校の9年間を見通して一体的・継続的な教育を実施することにより、豊かな人間性や社会性の育成、学力の向上、郷土愛の育成、中1ギャップの解消などを旨とする。	・中学校区ごとに特色ある取組を行う。 <input type="checkbox"/> ・「Abi☆小中一貫カリキュラムを教育課程に組み込んで実施すること」「小中連携活動を教育課程に組み込んで実施すること」は引き続き行っていく。 <input type="checkbox"/> ・より一層の推進を目指し、小中一貫教育推進委員会を開催する。 <input type="checkbox"/> ・小中一貫教育の目指す取組みについて、市内全教職員及び市民への啓発活動を継続的に実施する。 <input type="checkbox"/>
				ふるさと我孫子の先人や文化・歴史等に関する学習について市内統一のカリキュラムを作成し、児童生徒の学習機会を確保するために支援する。	全小中学校で、補助教材「ふるさと我孫子の先人たち」を活用した「Abi-ふるさと」の授業を実施する。現在につながる先人たちの努力や工夫について学ぶことで、「ふるさと我孫子」に対する興味・関心を高め、郷土愛を育む。 <input type="checkbox"/>
				児童生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことができるように、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成を学校が計画的・組織的に指導できるように支援する。	市内全小中学校が9ヶ年の系統的な指導課程を作成・改善し、全教育課程においてキャリア教育を実施できるように支援する。また、地域の人材や事業所等の協力を得て充実した学習ができるようにする。元サッカー日本代表、Jリーグ選手をはじめ様々なアスリートを、特別授業の講師として迎え、「夢の教室」を実施する。
確かな学力の定着と 体力の向上	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		教職員が、児童生徒の不登校・いじめ・学級崩壊を早期発見・予防し、児童生徒間のよい良い人間関係を築き、児童生徒の各々に応じた学力の向上を図るための学級・学校経営支援を行う。	・学校生活における満足度を測るためのQ-U検査(WEBQUを含む)を実施する。 <input type="checkbox"/> ・Q-U検査の結果の分析方法、活用方法についての教職員研修を実施する。 <input type="checkbox"/> ・学級集団の質の向上と児童・生徒の信頼関係を深めるために必要な構造的エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等についての教職員研修を実施する。	
			児童生徒の豊かな体験活動の機会を確保し「生きる力」の育成を推進する。また、児童生徒の学力について客観的に把握・分析し、授業改善に生かすことで児童生徒の学力向上を図る。	教育ニーズに合わせた豊かな体験活動を推進するために「けやき号」活用をサポートする。 <input type="checkbox"/> 我孫子の児童生徒の学習の定着度や思考力・表現力・判断力を客観的に把握・分析し、授業改善と個に応じた指導に活かすために、標準学力調査を実施する。	
			「我孫子市子どもの読書活動推進計画」に位置づけ、学校図書館の、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能の充実を図り、児童生徒及び教職員の学校図書館活用及び、学力向上に寄与する学校図書館運営を推進する。	(1)学校図書館支援センターの設立 <input type="checkbox"/> (2)学校図書館の整備 <input type="checkbox"/> (3)学校司書の配置 <input type="checkbox"/> (4)書籍流通便の整備 <input type="checkbox"/> (5)学校図書館にある書籍の電算化(バーコードによる管理)	
			日頃の体育活動や音楽学習の成果を発表する。他校の活動を鑑賞し合い、互いに学び合う場とする。	小中学校体育活動推進のため、補助・助成を行う。 <input type="checkbox"/> 我孫子市内の小中学校の音楽活動を支援し、発表会等を行う。また、地域からの要請に対応した、活動を積極的にを行う。	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-3 魅力ある学 校づくり	確かな学力の定着と 体力の向上	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		児童生徒に対して、体験的に英語を学習できる授業を展開し、英語学習に対する興味関心を高め、活用できる英語力を身につける。	英語や外国の文化に興味関心を持ち、積極的に英語を活用しようとする児童生徒を育成するために、ALT（外国語指導助手）を市内全小中学校に派遣し、学級担任や英語科教員、英語専科教員と協力して外国語及び外国語活動の授業を展開する。また、質の高い授業を行うために、英語が母国語もしくは母国語同等レベルであり、日本での英語の指導経験があるALTを採用し、活用している。
				子どもたちがさまざまな地域活動に参加し、地域の課題を考え、まちづくりのために行動できるような学習機会を提供する。	子ども議会を開催することにより、次代を担う小中学校の児童生徒に、議会制民主主義の理解や我孫子市のまちづくりに関心を深めてもらうとともに、小中学生の市に対する要望や意見などを聴取し、今後のまちづくりの参考にする。隔年開催□ ●市内各小・中学校から子ども議員を2名（男女各1名）ずつ選出□ ●「まちづくりの方針」を受けての質問や意見を述べ、それに対して、市長部局等から答弁をもらう。□
				優れた教育実践をまとめ論文集を配付することにより、学級経営や個人研究の参考にすると共に自己研修の意識を高めます。また、優れた実践や教育方法などの普及に努めます。	原則として、個人研究とする。各教科・特別活動・総合的な学習の時間・生徒指導・学級・学年経営に関するもの、特別支援教育・学校事務・学校保健等の論文を募集し、テーマにより、指導者を選出し、その指導者と研究をすすめる。それらをまとめた論文集を作成する。市内全小・中学校に各5冊ずつ配布し、コラボノートにアップし、教育内容や優れた実践などを全教職員が閲覧できるようにする。
				教科書改定や学級増、少人数指導などの指導法改善に対応し、市内小・中学校すべての教員が、学習指導要領に基づき、基礎・基本の定着を図り、個性を生かす教育をすることができるよう、教科書及び指導書を配布する。	教科書改定や指導法の改善に伴い、教科書及び指導書を配付する。指導書を活用することにより、児童生徒に対して、基礎・基本力の確実な定着と個性を生かす教育の充実を推進することができる。
				地域の施設や社会のしくみの理解を深めさせることにより、地域社会の一員としての自覚や地域社会に対する誇りと愛情を育てることができる。	小学校3・4年生児童を対象に地域学習を進める上で、準教科書的な役割をなす副読本を作成する。我孫子市の環境や状況の変化を内容に反映させるため、学習指導要領の改訂スケジュールと合わせて定期的に改訂し、児童・生徒が充実した学習ができるようにする。□ 次回は令和11年度末に改訂予定。
				各小中学校のICT機器を整備し、運用のサポート、保守の充実、情報教育の環境の整備を図る。□	ICT機器を効果的に活用して「深い学び」となる授業を実現し、学力の向上を図る。また、教職員の校務を効率化し、負担を軽減することにより、生徒と向き合う時間を増やし、教育活動の質の改善を図る。そのために、研修の機会の充実や機器の整備・維持管理に努める。□
				地元で生産される米・野菜を学校給食に導入することにより、食に関する教育の充実、地産地消を図り、児童生徒の地域に根ざした食に対する理解を深め「食育」を推進する。	・我孫子産米「コシヒカリ」を市内小中学校の学校給食に全量使用し、使用回数は週3、9回を維持する。□ ・我孫子産野菜を市内小中学校の学校給食に月1～4回使用する。□ ・地元産農産物を取り入れた学校給食を通じて、我孫子市の農業への興味・関心を高め、郷土愛を育む。
				安全で良質な学校給食を提供する	・小、中学校（19校）の給食管理・指導業務。□ ・学校給食関係者対象の研修会を実施する。□ ・学校給食用消耗品等の購入や維持管理を行う。□ ・学校給食関係職員等の細菌検査を実施する。□ ・給食施設の清掃保守点検および修繕を行う。□ ・会計年度任用職員の人事管理全般を行う。□ ・学校給食費補助事業（第3子以降分）を行う。□
				学校給食の円滑な実施を図るため給食施設設備の維持管理を行なう。	給食施設設備の整備及び維持管理を行なう。□ 学校給食施設設備は、全体的に老朽化が進んでいるため、必要性の高いところから計画的に□ 修繕し、衛生状態の向上を目指している。□ 給食施設整備方針の策定と方針に基づく整備を行う。
				学校給食の円滑な運営及び安全な実施を図るため、備品の維持管理を行う。	給食調理に使用する機器や物品の、大型備品（真空冷却機・給湯器など）や中型備品（冷凍庫・冷蔵庫・炊飯器など）、小型備品（野菜切機・球根皮剥機・配膳車など）について、修繕や購入など維持管理を行う。給食施設整備方針の策定と方針に基づく設置管理を行う。□ □
小中学校給食調理業務民間委託を継続し、食に関する指導の充実と、委託による財政負担の軽減を図る。	・調理業務民間委託により、人件費において市の財政負担の軽減を図る。また学校栄養職員が行っていた調理従事者の衛生管理や労務管理の時間軽減を図り、加えて学校栄養職員が行なう給食指導や「食育」の充実を図る。□				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
3-4 心豊かにする 体験・活動の推進	子どもの居場所づくり	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境を整えることにより、子どもたちが自主性、社会性、創造性などの様々な能力を自然に伸ばし生きる力を身につける。	「第二次我孫子市放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき、放課後等に子どもたちが安全・安心に過ごすことのできる環境を整備し、地域の方の協力を得て、異年齢間の交流や様々な体験を通して子どもを育む。□ 令和2年度に実施したプロポーザルにより、特定した受託者に四小・根戸小・三小あびっ子クラブの運営を委託する。また、平成31年度から提案型公共サービス民営化制度により運営委託してきた二小・新木小あびっ子クラブについては、令和3年度にプロポーザルを実施し、受託者を特定し、令和4年度からの運営委託の準備を行う。☑ お、公営・民営に関わらず人員配置等よりよい運営に努める。
				子どもがまつりの企画から参加し協力しながら自主的に行動し、このまつりをつくりあげるとともに楽しむ。また参加する子どもは仕事体験をしアビーというまつりで使える通貨をもらい、活用し楽しむ。	実施主体 子どもまつり実行委員会・我孫子市（共催）でアビスタ、手賀沼多目的広場を使用し、子ども達が主体となり子ども達のまつり（プチゲーセン、昔遊び、わたあめ、お化け屋敷、手作り遊具、等）を行う。また、アビーというこのまつりだけの通貨で買い物等をできるようにする。アビーについては、このまつりの中での仕事を行いその対価としもらえるものである。
				市内の子ども達が、楽しく充実した文化や遊びに触れ、地域の中でいきいきとたくましく創造性豊かに成長する機会を持てる場づくりを進める。また、それを支える大人のネットワークを広げ、参加する団体の交流と文化の向上を目指す。	市内多くの子ども関係団体や福祉団体などで構成する実行委員会が中心となり、市と共同主催で芸術鑑賞・芸術体験、昔遊び、体験型レクリエーションなどを通して、子ども達が主役として1日を楽しむイベント。6月下旬に湖北地区公民館をメイン会場に、湖北小学校の体育館も使用し実施する。また、まつりに来場した子どもが運営側の仕事体験ができる「子どもハローワーク」を実施し、子どもが主体的にまつりに参加できる仕組みづくりを各団体が協力して行なう。
				より多くの子どもが自然体験、社会体験、文化活動、スポーツ活動などに参加できるよう、これらの情報発信の充実を図る。また、当事業の実施を通して、子どもに関わる事業展開を行なう関係団体間のネットワーク構築を目指す。	委託により情報紙「あびっ子ネット」の発行及びあびっ子ネットホームページの維持管理を実施し、広く子ども対象事業の情報を発信する。情報紙は子どもを対象とした体験活動などの情報を満載して年5回、各約16、200部を発行し、小中学校・保育園・幼稚園等を通して直接子ども達の手配に配布する他公共施設に設置し広く市民に配布する。ホームページには情報紙に掲載できなかった情報を掲載する他、読者からの情報提供を随時受付している。
				手賀の丘少年自然の家を宿泊場所として、子どもが集団のなかで自己を確立し、心の交流や連帯感を身に付け、社会のルールを養い、自立心や協調性などを育む機会を提供する。	市内数校の小学生が1泊2日の日程で、金曜日の放課後から手賀の丘少年自然の家に集い、ともに掃除やレク、野外炊飯などの体験を行う。全小学校の5～6年生を対象に年2回実施する。□ □ 29年度までは「手賀の丘ふれあい宿泊通学」として全小学校を3回に分け2泊3日で実施していたが、教育委員会と協議し30年度からは全小学校を2回に分け金曜日から土曜日の1泊2日と内容を変更した。□ 1回あたりの対象校を増やし通学がなくなることで1泊2日でも子どもたち同士で過ごす時間を確保した。□ また金曜日から土曜日に日程を設定することにより宿題の時間を確保することなくプログラムを組むことができる。□
				市及び県が委嘱している我孫子市青少年相談員連絡協議会の活動を支援する。	青少年相談員は県及び市から委嘱を受け、子どもたちを対象とした様々な支部事業を実施している。毎月実行委員会や役員会を開催し協議会を運営しており、相談員活動に対して支援していく。
				子どもたちが創作活動に親しみを持ち、豊かな感性を育むことを目的とする。	・作品募集を6月～9月までの間で行い、小中高の各部門の優秀作品を決定し、受賞者の表彰式を行う。□ ・「めるへん文庫第」を刊行する。□ ・市内小中学校、市内及び近隣市町村図書館に贈呈する。□ ・めるへん文庫事業の今後の在り方を検討する。
				子どもたちに良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、心豊かな成長を促すとともに、舞台鑑賞のマナーを養う。	けやきプラザまたは湖北地区公民館ホールにおいて、主に小中学生を対象にしたプロ劇団による演劇を上演する。
				我孫子市の現状等を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、家庭、地域、市民図書館、学校等における子どもの読書環境の整備・充実を図り、相互連携を深め、読書活動の推進が子どもが健やかに成長し自ら考え課題解決でき、自立した人生を送る手助けになることを目的とする。	平成30年度に「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、「我孫子市子どもの読書活動推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、平成31年度以降は計画の実施、進行管理を行う。特に、学校図書館支援センター機能の確立を目指す。
				子どもの発達や人間形成、人生経験に好ましい影響を及ぼすことのできる図書を選定し提供する。児童生徒の学習活動の機会を提供し、読書の楽しみと図書館利用の促進をはかるために、おはなし会や講座を実施する。また、市内小中学校と連携、協力し、学校図書館の充実と調べ学習のバックアップ体制を整える。	○新刊を含む児童書の選定・内容検討等□ ○児童へのサービスの企画運営(おはなし会、親子で楽しむおはなし会、そよかぜおはなしタイム、子どものための科学実験講座、文字活字文化の日（10月27日）関連事業（よむよむラリー）、子ども読書の日（4月23日）関連事業、館内研修の実施など）□ ○学校図書館支援・整備、調べ学習への支援□ ○学校図書館市民図書館連絡会議で、子どもたちの読書環境向上と読書普及のための方策を協議する。□ □

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
4-5 交流・関係 人口の拡大	観光資源の活用による 地域の活性化 (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		高野山新田地区の玄関口としてのゲートスポットや高野山新田ふれあい市民農園跡地と水生植物園を一体的に管理をして、多くの人々を楽しませ市民の憩いの場とする。	高野山新田地区の玄関口であるゲートスポットの草刈やしだれ桜の管理を委託する。また、農地の保全を前口提として、手賀沼周辺を訪れる人々の憩いの場となるよう、景観作物の栽培・管理を委託して活用する。
				ジャパンバードフェスティバルを開催し、環境保護を考える機会を提供するとともに、自然環境の大切さをアピールする。	山階鳥類研究所、企業、行政などで構成する実行委員会が、多くの人々に自然環境の大切さを提唱するため、アピスタ、手賀沼親水広場などにおいて、11月の2日間、市民参加による鳥と環境保護をテーマにしたジャパンバードフェスティバルを開催する。□
				市民団体と市が実行委員会を組織してエンジョイ手賀沼を開催することで、手賀沼の浄化・再生活動への誘引や手賀沼を大切にすることを育む。	市民団体、事業者及び行政で実行委員会を組織し、手賀沼の浄化・再生を広く市民に呼びかけるイベントである。毎年5月の第2日曜日に開催し、パネル展示、バードウォッチングや手賀沼船上見学会をはじめ、音楽演奏などを通して、訪れた人々が手賀沼とのかかわりや水質浄化を考える機会を提供するものである。□
				手賀沼の水環境保全啓発を主目的に、その役割を補完・向上するための機能を付け加え、市内外の交流人口の拡大や地域活性化に寄与することを目的とする。	・親水広場の巡回業務、受付業務（土日祝祭日）、プラネタリウム投影業務、維持管理業務、清掃業務等について施設管理運営業務を一括委託して実施する。□ ・提案型公共サービス民営化事業の提案に基づきプラネタリウムのデジタル化と施設の管理運営委託を一本化する。□ ・水環境保全啓発に関する展示の充実を図り、環境情報の発信の場としていく。□ ・親水広場を活用しての様々な環境学習事業の充実を図る。□ ・多目的広場で様々なイベントが行えるよう整備方法や運用等について検討する。□ ・改修されたじゃぶじゃぶ池に子ども達や保護者の来場を促すことで、さらなる地域の賑わいを造り出す。
				観光振興計画を推進し、交流人口の拡大によるまちの活性化を図る。	平成30年度に策定した第二期観光振興計画のアクションプランについて、市内連携を図りながら、事業を推進していくとともに、観光振興計画推進委員会において、計画の推進、進捗管理などを行っていく。また、アクションプランの実現のため策定した「手賀沼観光施設誘導方針」を周知するとともに、地区内にある農産物直売所アンテナショップ跡地を活用していく。
				1. 手賀沼のPRと手賀沼周辺の自然及び観光スポットを広く紹介する。□ 2. レンタサイクルを活用した、自転車や散歩での健康増進のきっかけづくりや家族でのふれあいの機会を提供する。□ 3. 手賀沼周辺で開催されるイベントや近隣の観光スポット、農産物などについても併せて紹介し、周辺地域のネットワーク化のきっかけとする。	手賀沼・手賀川周辺をT、E、G、Aの4つのゾーンに分け、各観光拠点にスタンプを設置。4つまたは3つのゾーンのスタンプを集め応募。当選者に景品を進呈。□ 令和3年度からは、コロナ禍でも観光振興することができるようデジタルスタンプラリーを開催する。
				手賀沼とその周辺の自然環境を活用したイベントを実施し、地域への市内外からの交流人口の拡大と地元事業者の活性化を図る。	我孫子駅南口ロータリー、駅前通りを河童音頭を踊りながら移動する河童音頭大行進を中心に、市内の学校や団体、バンド、ダンスチームなどの出演によるステージイベントなどの盛りだくさんのイベントを実施することにより来客者を増やし交流人口の拡大を図る。また、参加型のイベントや子どもハロークワークなど事業者との交流を図るイベントを実施し地元愛を育む。市内事業者による露店の出店により商業の活性化へと繋げる。
				手賀沼周辺を訪れる観光客の利便性を確保するとともにレクリエーションによる体力増進の場を提供するためレンタサイクル・ミニ鉄道事業により、交流人口の拡大を図る。	手賀沼周遊レンタサイクルは、手賀沼周辺への来訪者のため市内3ステーション（手賀沼公園・鳥の博物館・サイクルパーク我孫子南）で自転車を貸し出す事業である。営業日は、原則4月1日から3月31日までの土曜・日曜・祝日で12月から3月の春休み前までは休業。春休み期間中は月曜日以外営業。また、手賀沼周遊レンタサイクルとして柏市で実施されている道の駅しょうなんや北柏ふるさと公園、アリオ柏、手賀沼フィッシングセンターのレンタサイクルと連携して、原則的に乗り捨て自由としている。ミニ鉄道事業は、手賀沼公園内でミニ鉄道を運行する事業である。営業日は、原則4月1日から3月31日までの土曜・日曜・祝日で12月から3月の春休み前までは休業。春休み及び夏休みは月曜日以外営業。
柏市・我孫子市2市合同で手賀沼湖上にてスターメイン・水中花火を打ち上げる花火大会は、地域の一大イベントとなっており、来場者を増やし商業の振興を図る。□	柏市・我孫子市2市合同で手賀沼湖上でスターメイン、水中花火などを打ち上げる。□				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
4-5 交流・関係 人口の拡大	観光資源の活用による地域の活性化 （2/2ページ）			我孫子市の最大の観光資源である手賀沼を活かして我孫子の魅力をより一層高めるため、「さくらプロジェクト」として、手賀沼沿いの桜を核とした魅力アップを図り、それを市内外へ発信することにより交流人口の拡大に繋げていきます。	我孫子市の観光資源である手賀沼を活かした我孫子の魅力をより一層高め、多くの方に長い期間にわたって桜を楽しんでいただけるよう、市民あから寄付していただいた桜の維持管理を行う。□ 手賀沼親水広場近くの手賀沼遊歩道のソメイヨシノを開花時期にライトアップを行い、人をひきつける光の景観形成を図る。
	観光情報の発信	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市内外から多くの人に訪れてもらうため、木の根による舗装の隆起で不陸が生じている遊歩道の修繕や路肩の修繕を行い、手賀沼を親しめる場として再整備する。	手賀沼遊歩道は、手賀沼公園から五本松公園下までの約4.7kmの緑道で、年間を通して手賀沼を訪れる多くの人たちに親しまれている。本事業は、手賀沼遊歩道に設置してある汲取り式トイレ3基を水洗化及び老朽化した箇所を改修を行い、利用者の利便性の向上を図るとともに、対岸の手賀沼自然ふれあい緑道と連携し遊歩道の整備を進める。□ 14年度～16年度：トイレ水洗化工事 16年度～17年度：東側延伸工事 18年度：西側延伸計画方針の検討 23年度：バリアフリートイレ（若松）整備工事 28年度：舗装修繕工事 29年度：舗装修繕工事 30年度：舗装修繕工事、31年度：舗装修繕工事 若松第2遊歩道の整備について県と協議 令和2年度～：若松第2遊歩道の整備 令和3年度：東側舗装及び路肩修繕工事
5-1 適正な土地利用の推進	都市計画に関する総合調整 （1/2ページ）	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市のマスコットキャラクターである「手賀沼のうなぎちゃん」布佐地区の震災からの復興支援のために作られた「ふさだだしお」（以下、2キャラクターあわせてキャラクターと呼称）を観光情報発信やイベントに活用し、市のPRを行うことで市の知名度を上昇させる。	キャラクターの着ぐるみのイベント等への貸し出しや「手賀沼のうなぎちゃん」のイラスト使用の推進を図り、キャラクターの知名度を更に向上させ、市のPRに繋げる。
				我孫子市の魅力や観光情報を市内外に発信し、市民に我孫子市の良さを再発見していただくとともに、交流人口の拡大によるまちの活性化を図ることを目的として、指定管理者制度を導入し新たな手法や視点で、より効果的な運営を行う。	我孫子駅至近に我孫子インフォメーションセンターアピシルベを設置し、アピシルベを活用して、市民・事業者などと連携して我孫子市の魅力や観光情報を収集し、パンフレット類の管内への設置や企画展示・イベントの実施やインターネット、情報誌などを活用して市内外に向け情報発信を行う。
				市は、道路、公園、下水道などの都市基盤を整備するため、土地区画整理事業を施行する。市の中心市街地を形成するため、土地利用の高度化と地域商業圏の拡大を図る。	事業の完了に向けて清算金の分割徴収事務を行う。□ ※市は施行者として、我孫子駅北口約14ヘクタールを整備し、平成25年7月26日に換地処分を行った。
				市は、道路、公園、下水道などの都市基盤を整備するため、土地区画整理事業を施行する。市の中心市街地を形成するため、土地利用の高度化と地域商業圏の拡大を図る。	事業の完了に向けて清算金の分割徴収事務を行う。□ ※市は施行者として、我孫子駅南口約14ヘクタールを整備し、令和2年2月12日に換地処分を行った。
				平成29年度で布佐駅南側まちづくり事業は完了したが、まちづくり事業に関する問い合わせに対応する。	まちづくり事業に関する問い合わせへの対応。
				土地区画整理事業を施行しようとする個人又は団体に対して事業化に向けた相談や助言を行う。	土地区画整理事業に関する制度の仕組みをパンフレットで説明し、事業を誘導していく。
	適正に都市計画の見直しを行うとともに土地利用を誘導するため、都市計画に関する情報を適切に管理し、市民や事業者等に情報提供する。	地形の変更や都市計画の決定・変更に伴い、都市計画図や生産緑地標識等を修正・更新するなどして、都市計画情報を適切に管理する。また、都市計画法第3条第3項に基づき、市民や事業者に対して都市計画情報を提供するため、統合型GISシステムを導入して都市計画情報を公開・照会するとともに、都市計画図等の販売、各種証明書の発行などを行う。			
	建築、開発行為等に係る事業主と近隣住民との紛争を予防・調整することにより良好な近隣関係を保持し、もって地域における生活環境の維持・向上を図る。	事業主に対し、関係法令手続き前に近隣住民への周知・説明の実施及び市への届出・報告を指導し、事業の計画段階から当事者間での調整の機会を確保する。また、当事者から相談があった際はこれに対応し、それでもなお紛争に発展したときは、当事者からの紛争調整の申出を受けてあっせん・調停を行う。□			

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-1 適正な土地利用の推進	都市計画に関する総合調整 (2/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		千葉県が行う区域区分（線引き）・区域マスタープラン見直しする際には、市の基本構想や都市計画マスタープランと整合・調整を図りながら、区域マスタープランに定める基本理念や都市計画の方針等を見直すとともに、区域区分をはじめとした具体の都市計画等の見直しを行う。	千葉県が行う区域区分（線引き）・区域マスタープラン見直しのスケジュールに合わせて、県との調整、原案の作成・申出、住民対応、都市計画審議会の開催等を行う。また、都市計画法第6条に規定するおおむね5年毎の都市計画基礎調査を千葉県と調整しながら行う。 <input type="checkbox"/>
				地区の特性に応じた良好な住環境を形成するため、また、新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度を活用してまちづくりを推進する。	・良好な住環境の形成や、産業の振興など新たな都市の発展を担う都市的土地利用を図るため、地区計画制度の活用を検討し、適切な地区計画を定める。 <input type="checkbox"/> ・地区計画区域内では、建築等の行為について地区計画の届出を受理し、地区計画に適合するよう適切な助言・指導を行う。 <input type="checkbox"/> ・地区計画のルールが住民や地権者、事業者へ正しく周知されるようPRに努め、必要に応じて運用基準書の見直しを行う。 <input type="checkbox"/>
				各課が進めている土地利用や都市基盤整備等の事業や計画について、都市計画の視点からの調整を図りながら、市の特性を踏まえた良好なまちづくりの実現を図る。	・市内各課が土地利用を伴うまちづくりを進めるにあたって、各法令の規制やまちづくりの方向性等との整合を図る上で、都市計画法に基づき秩序ある土地利用を計画的に推進していく視点での意見を求められた際、法による土地利用の規制誘導だけでなく、本市の特性を踏まえた総合的な観点からの調整を行う。 <input type="checkbox"/> ・現在の都市計画マスタープランは平成24年度に改訂し、計画期間が令和3年度までとなっている。この間の基本構想の見直し、社会情勢の変化や土地利用動向などの本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行う。 <input type="checkbox"/> ・「千葉県都市協会」、「千葉東葛間広域幹線道路建設促進期成同盟会」「千葉北西連絡道路検討会」の構成団体として、調査研究・要望活動等への参加
				都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する都市計画の案について、千葉県等と協議・調整を図りながら、都市計画の決定・変更の案を策定し、都市計画審議会を開催するなどして、都市計画の決定・変更等を行う。 <input type="checkbox"/>	市民や利害関係人への縦覧・意見聴取を行うとともに、千葉県等と協議・調整を図りながら、都市計画審議会での諮問・答申を得たうえで、都市計画の決定・変更を行う。 <input type="checkbox"/> 都市計画に関する各種調査を通して、基礎データの収集・分析を行う。 <input type="checkbox"/> 生産緑地法に基づき、利害関係人の同意を得て、税務署等の関係機関との協議、都市計画審議会での意見聴取を行ったうえで、特定生産緑地の指定を行う。
				都市計画施設等の区域内における建築について、都市計画事業の円滑な施行を図るため、都市計画法第53条に基づく規制を行う。また、緑地を保全するとともに、都市計画施設の用地を確保するため、生産緑地法第8条に基づき、生産緑地地区内の建築規制を行う。	・都市計画法第53条に基づく建築許可事務 <input type="checkbox"/> ・「都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則」の見直し検討 <input type="checkbox"/> ・生産緑地法第8条に基づく行為に関する許可事務
				公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づき、地方公共団体等が道路、公園などの公共施設を整備するために必要となる土地を計画的に先行取得する。	○公拡法第4条による届出口 ・土地所有者は、届出の対象となる我孫子市内の土地（主に都市計画施設の区域内に所在する土地200平方メートル以上、市街化区域内の土地5,000平方メートル以上）を有償で譲渡しようとするときは、契約の3週間前までに我孫子市長に届け出なければならない。地方公共団体等は、当該土地の買取りを希望するときは、優先的に買取りの協議を行うことができる。 <input type="checkbox"/> ○公拡法第5条による申出口 ・土地所有者は、都市計画区域内に所在する100㎡以上の土地を地方公共団体等を買取りを希望するときは、我孫子市長に申し出ることができる。
	審査・指導・認定等業務 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		・市内で行われた都市計画法に違反する宅地開発事業の是正指導を推進し、早期是正を図る。 <input type="checkbox"/> ・違反宅地開発事業を未然に防止する。	・都市計画法第29条第1項本文及び同法第43条第1項本文の許可処分違反して行う事業又はこれらの許可を得ずに行う事業等を施行する違反宅地開発事業者に対して、是正指導を行い早期是正を図る。 <input type="checkbox"/> ・違反宅地開発事業を未然に防止するため、必要な措置を講じる。
				国土利用計画法に基づき、一定規模の土地取引については、都道府県知事に届出なければならない。都道府県知事は必要に応じて助言や勧告を行い、適正な土地利用を誘導する。	・一定規模以上（市街化区域2000㎡、市街化調整区域5000㎡以上の一団の土地）の土地売買等の契約を締結したときは、その譲受人は契約の日から起算して2週間以内に国土利用計画法に基づき市を経由して千葉県知事に届出なければならない。 <input type="checkbox"/> ・市は、届出を受理したときは、当該届出の内容について意見書を付して、遅滞なく千葉県知事に送付する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-1 適正な土地 利用の推進	審査・指導・認定等 業務 (2/3ページ)			確認済証の交付を受けようとする者に対して、建築基準法に基づく確認申請の際に必要な都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項等の規定に適合していることを証する書面を交付する。	建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項に基づき、確認済証の交付を受けようとする者が当該申請書に添付するものとして、都市計画法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、41条第2項、42条、43条第1項の規定に適合していることを証する書面が必要となる場合があることから、都市計画法施行規則第60条により、法第29条第1項等に適合する旨の証明書を確認済証の交付を受けようとする者に交付する。
				本市の特性に応じたまちづくりを推進し、良好な都市環境の形成を図るため、我孫子市開発行為に関する条例及び我孫子市開発行為等運用・審査基準に基づき、法第29条第1項に規定する開発行為の許可を行う。	開発許可申請に対して、法令及び我孫子市開発行為に関する条例、我孫子市開発行為等運用・審査基準に適合することの審査を行い、適合すると認めた場合は、開発許可申請者に対して開発許可通知書を交付し、その後、完了検査の実施、検査済証の交付を経て、工事完了公告を行う。
				開発許可を申請しようとする者は、法第32条に基づき、開発行為に関係する公共施設の設置及び管理に関して、公共施設を管理することとなる者と協議し同意を得なければならないことから、当該協議を行う。	開発行為を行おうとする者から事前協議申請書を受理したときは、我孫子市開発行為に関する条例に規定する事項（公共施設・公益的施設に関する事項、緑化の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項）について申請者と協議を行い、協議が整ったときは、協議書を締結する。
				市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内において、建築物の建築等をしようとする場合は、立地の適正性を確保するため、法第43条に基づき建築物の建築等の許可を行う。	法第43条は、何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、市長の許可を得なければ、第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第1種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第2号若しくは第3号に規定する建築物以外の建築物としてはならないと規定している。 このことから、立地の適正性が確保されていることが認められることの可否については、法令の基準に適合することの書類・図書の審査を行い、適合すると認めた場合は、当該許可申請者に対して許可通知書を交付する。
				建築基準法に違反する建築物の防止により、良好な市街地環境の形成及び建築物の安全性の確保を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・違反建築物の未然防止に向けた啓発活動を行う。 ・建築基準法に違反する建築物を早期に発見するためパトロールを行う。 ・違反建築物については、的確に是正指導を行う。
				建設リサイクル法、省エネ法、千葉県福祉のまちづくり条例などに規定する各種届出について各種法令等の適合性を確認することにより、適正な規制誘導を進める。	<p>各種届出対象となる建築物については、適正な届出を指導し、届出内容について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設リサイクル法：コンクリート、アスファルト、木材など特定建設資材を用いる建築物を解体又はその施工に特定建設資材を使用する新築等する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することの義務づけに基づき、届出を受理する。 ・省エネ法：大規模や一定の中小規模の建築物についての省エネ措置の義務づけに基づき、届出を受理する。 ・千葉県福祉のまちづくり条例：高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準（整備基準）に基づき提出された届出書を受理する。
				狹隘道路のうち建築基準法第42条第2項道路について、建築確認申請時の拡幅指導・追跡監視の強化による着実な4m幅員確保につなげることにより狹隘道路の解消を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築・建替時等の建築確認に伴う2項道路後退の追跡指導・啓発 ・建築基準法上の手法による接道に関する相談対応（道路位置指定等） ・リフォーム補助制度（道路沿いブロック塀等の改修）の投資効果の検証
				適正な土地利用を実現するため、建築基準法や条例等の基準に基づき、適正な規制・誘導を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第6条に規定する建築確認および第7条に規定する現場検査業務 ・建築に関する適正な指導や相談業務 ・建築行為に関する留意事項に基づく指導業務 ・既存不適格建築物台帳の整備業務 ・浄化槽法に基づく指導および設置届の受理業務
				建築基準法に基づいた各種許可申請及び認定申請について、適切に受付及び内容審査することで良好なまちづくりに支障を生じないようにする。	建築基準法に基づく許可及び認定の受付、審査、及び交付業務
建築に関する法や条例において、例外的な許可等や規制をする際に、建築審査会、ホテル等審査会に諮り、第三者として審議されることで、市の特性をいかした建築の適切な誘導を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 例外的な許可等や規制をする際に、各審査会及び審議会を適宜開催し諮問する。 ・建築審査会：建築基準法に基づき、特定行政庁である市が例外的な許可などを行う際の同意や建築主事の建築確認などの処分に対する審査請求の裁決を行う。また、地区計画条例の規定の適用に関し、例外的な許可を市が行う際の調査審議を行う。 ・ホテル等審査会：ラブホテル条例に基づき、申請建築物がラブホテルに該当するか審議を行う。 				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-1 適正な土地 利用の推進	審査・指導・認定等 業務 (3/3ページ)			地区計画条例区域においては、条例に基づく建築制限への適合性を審査・指導することで良好な住宅地の維持・保全を図り、建築協定においては、新たな区域への適切な誘導を図る。	・地区計画条例区域においては、条例に基づく建築制限への適合性を審査し、指導を行う。□ ・建築協定においては、大規模な宅地開発時において、新たな区域への適切な誘導を図り、建築基準法に基づく認可を行う。
				建築基準法第42条の規定による道路の指定および廃止を行う。指定等がされた道路に関する図面や調書を整備し、建築時の市民に迅速に情報提供を行う。	・建物使用時の安全のため、建築基準法の接道要件を整理し、道路の位置の指定を行う。42条1項5号道路□ 原則として開発行為に該当しない敷地面積300㎡未満の土地で道路を築造する場合に位置を指定する。□ ・位置を指定した道路の変更・廃止申請があった場合には、支障がないか確認し指定の変更等を行う。□ ・建築基準法により指定された道路の「指定道路図」および「指定道路調書」を作成する。
				建築基準法の規定により建築確認、完了検査及び中間検査について民間確認検査機関から報告を受け、それらの内容を審査し、市条例等に該当しているか確認・処理する。また、提出された資料、情報を整理し、効率的に活用する。	民間確認検査機関から報告を受けた各種報告書を審査・指導する。□ 市条例等の適合性を確認する。□ 関係各課への情報提供をする。□ 各種報告書を整理し、建築物データとして蓄積する。□
5-2 住環境の保 全とまちなみの魅力 向上	魅力ある景観づくり	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		屋外広告物の表示または設置について、屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に基づき審査・許可等を行い、良好な景観の形成と風致の維持ならびに公衆に対する危害の防止を図る。	○千葉県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示または設置に係る許可申請等について、審査・許可等を行う。□ ○屋外広告物法や千葉県屋外広告物条例等に違反している屋外広告物の簡易除去及び設置者への指導を行う。□ ○広報あびこやホームページで、屋外広告物の表示または設置に関するルールについて周知を図る。□
				魅力あるまち並みを形成するため、既存の景観ポイントの保全や、新たな景観ポイントの整備等を行う。	○良好な景観づくりに取り組む市民団体「ハケの道プロジェクト会議」と協働で、ハケの道の魅力化を図るための具体的な取り組みを検討・実施する。□ ○我孫子市景観審議会を開催し、景観形成に関する重要事項について、専門家等による調査・審議を行う。□ ○景観法で定める「景観重要樹木」に指定されている三樹荘のスタジアム等について、定期的に経過観察を行い、必要に応じて治療等を施し保全を図る。□ ○我孫子市の顔である我孫子駅南口から手賀沼までのまち並みをより魅力的なものとするため、オオバン通り沿道の緑化を図る。
				良好な景観を形成するためには、多くの市民が我孫子の魅力ある景観を知り、興味・関心を持つことが重要であるため、景観づくり市民団体との協働による景観形成に関する情報発信及び啓発を継続的に進める。	○イベントへの出展やパンフレットの発行・配布等により、景観に関する情報発信と啓発を行う。□ ○景観づくり市民団体の活動を支援する。□ ○市内の魅力ある景観ポイントを巡る街歩きイベント「我孫子のいろいろ八景歩き」を実施する。
				景観法に基づく景観行政団体として、民間の建築物等のまちなみとの調和やデザインの向上を図り、我孫子らしい景観形成を推進するため、我孫子市景観条例及び我孫子市景観形成基本計画に基づき、民間事業者が行う建築行為や開発行為等の景観誘導を進める。	○民間事業者による住宅の建築や工作物の設置など、景観法及び我孫子市景観条例に基づく届出が必要な行為について、事前協議のなかで、周囲の景観と調和した形態意匠や敷地の緑化などの景観誘導を図る。□ ○事前協議において、必要に応じて景観アドバイザーによる専門的なアドバイスを行う。□ ○一定規模以上の太陽光発電設備を設置しようとする事業者、「我孫子市太陽光発電設備の適正な設置を図るための手続きに関する条例」に基づく必要な手続きを行うよう指導する。また、太陽光発電設備の設置場所が、条例で定める特に景観等に悪影響を及ぼす懸念のある区域に該当する場合は、設置の自粛を要請する。
			公共施設や公共サインは、良好な景観を形成するうえで先導的な役割を担っており、我孫子らしい景観形成を推進するため、我孫子市景観条例及び我孫子市景観形成基本計画に基づき、それらの整備に係る景観誘導を進める。	○公共施設や公共サインの整備にあたり、必要に応じて景観アドバイザーに専門的なアドバイスを求めながら、我孫子市景観形成基本計画や我孫子市公共サイン計画に基づき景観誘導を図る。	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-2 住環境の保 全とまちなみの魅力 向上	良好な住環境の保 全・形成	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		住宅リフォーム補助金は、住宅産業に関わる市内の小規模・零細事業者の受注促進、また「市外からの移住」や「市東部の人口増加」を含めた市民の定住促進を図っていくことを主な目的とする。	市内事業者を利用して居住持家のリフォーム工事を行った場合に対し、工事費の一部を補助する。□ なお、人口増加に寄与する次の3パターンに該当する場合は、補助率、補助限度額を引き上げる。□ ①二世帯住宅に改修する場合 □ ②市内の借家等に居住する市民が転居を目的に市東部（湖北、新木、布佐地区）の中古住宅を購入し、リフォームする場合 □ ③市外在住者が市内への移住を目的に市内の中古住宅を購入し、リフォームする場合□ 又、子育て（15歳以下の子どもいる等）及び単身者（49歳以下）の世帯には、補助限度額の割増を行う。□ （その他）□ 住宅0-1・フラット35（子育て支援型・地域活性化型）を併用した場合、「利用対象証明書」の交付を行う。□
				各マンションの管理組合・管理業者・居住者等が抱えている様々な問題に対して、管理セミナー及び個別相談会を開催し、また、管理アドバイザー派遣を行うことにより、マンション管理の円滑化及び地域コミュニティの活性化を図る。	・管理セミナー・個別相談会□ マンションに関わる国の施策動向をはじめマンション管理、長期修繕計画、管理規約、居住者のマナー等に対するセミナーや個別相談会を実施する。□ ・管理アドバイザー派遣□ マンション管理に関する専門知識を有する専門家「マンション管理アドバイザー」を、マンション管理組合の要請等により派遣し、管理講座や相談を実施する。□ ・平成28年度に実施したニーズアンケートを基に事業展開手法等を検討し、開催場所を「市庁舎」から利便性のよい「市民プラザ」に変更し、実施している。
				若い世代や子育て世代の住宅取得に対する補助を行い、若い世代の市内での定住化を促進する。特に市外からの転入と市内東側地区での定住を促進する。	我孫子市に住民票があり40歳未満（既婚者の場合は夫婦どちらかでも可）の若い世代が市内に住宅を取得し、市税の滞納がない場合において、次のいずれかまたは両方に該当する場合は補助金を交付する。□ ・市内東側地区の住宅を取得した場合□ ・市外からの転入
				市民の住生活の向上や安定、利便性への寄与、市内の建築業者等の振興促進を図る。	住まいの居住者が、修繕・増改築・耐震診断等で、対応に困った場合、市が窓口となり、住宅相談会や我孫子市住宅センター協議会による施工業者紹介へのご案内等を行う。
				市民の住まいに関わる相談事について、専門家による相談窓口を設けることで、住まいに関する不安を解消し、未然にトラブルを防止する。また、ホームページ等で住まいに関する情報を提供する。	・住宅相談：市民の住まいの改善、増改築、修繕などについて、我孫子市住宅センター協議会より相談員を派遣し、毎月1回（8月を除く）、無料の住宅相談を実施する。□ □ ・不動産相談：市民の不動産取引、賃貸契約などについて、千葉県宅地建物取引業協会東葛支部より相談員を派遣し、毎月1回（8月を除く）、無料の不動産相談を実施する。□ □ ・空き家バンク等を活用し、空き家等の流通促進や活用支援などの相談を実施する。□ □ ・ホームページに住まいに関する情報提供のページを設け、市が行っている住宅施策の情報を発信する。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-3 公共交通の 利便性向上	地域公共交通の利便 性向上	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		<p>地域が育み誰もが安心・安全・快適に利用できる公共交通を確立する。□ 既存公共交通を補完する市民バスを運行する。□ 新たな公共交通による成田線沿線の公共交通拡充</p>	<p>○地域公共交通協議会・交通会議の運営□ ・我孫子市の公共交通等の発展を目指した連携計画に代わる新たな公共交通のあり方の検討。□ ・バス通行における安全性と地域の実情に沿ったあびバス運行方法の検討。□ ・公共交通の利用促進等の新たな交通政策の検討。□ ・地域公共交通計画の策定、移動円滑化基本構想の見直し□ ○市民バスの運行□ ・地域が育み誰もが安心・安全・快適に利用できるあびバスの運行。□ ・バス老朽化等への対応策検討□ ○（仮称）シャトルバス等の運行支援□ ・民間事業者が主体となる新たな公共交通実現に向けた支援。□ ・シャトルバスの実証実験</p>
				<p>高齢者や障害者の方が、気軽に外出できる支援策として、市内送迎バスを活用する。</p>	<p>○送迎バス事業者との協力□ ・送迎バスを運行する事業者の施設以外の利用者であっても、利用できるよう協力をいただく。□ ・送迎バス利用者の苦情や利用における問題に市が率先して対処する。□ ・万が一の事故等の発生に備え、市が送迎バスの座席数に応じた傷害保険に加入する。□ ○送迎バス利用パスカードの発行□ ・市内在住の高齢者（65歳以上）及び障がい者に送迎バス利用パスカードを発行する。□ ・他課、他機関と協力し、利用希望者が気軽にカードが持て、送迎バスが利用できるよう取り組む。</p>
	鉄道・駅施設の利便 性向上	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		<p>我孫子駅北口ロータリーの円滑な管理</p>	<p>我孫子市が管理している我孫子駅北口後田橋下をタクシー（6社及び個人タクシー組合：全74台）の待機場所として貸し付け月々の使用料を徴収する。</p>
				<p>東日本旅客鉄道(株)が実施する駅構内のバリアフリー化・安全対策を支援することで、駅を利用する多くの市民の利便性向上及び安全に繋がる。</p>	<p>○我孫子駅のバリアフリー化□ ・令和2年10月6日に締結した協定に基づき、全ホームエレベーター設置及びトイレ改修に関してJR東日本に支援を行う。□ ○我孫子・天王台駅のホームドア設置支援□ ・駅利用者の転落防止のため、東日本旅客鉄道(株)が整備するホームドアに関して、支援の方法を検討する。□</p>
				<p>JR各駅構外のエレベーター・エスカレーターや自由通路の安全性や快適性を高めるため、効果的な維持管理を行う。</p>	<p>○駅施設の維持管理□ ・我孫子駅・天王台駅の南北口エレベーター・エスカレーターの維持管理□ ・湖北駅の南北口エレベーター・エスカレーター、自由通路の維持管理□ ・新木駅の南北口エレベーター・エスカレーター、自由通路、トイレの維持管理□ ・布佐駅の南北口エレベーター・エスカレーター、自由通路、トイレの維持管理□ ○駅修繕□ ○駅の利便性向上</p>
				<p>市民が快適に通勤・通学や日常生活に必要な移動ができるよう、重要な公共交通機関であるJR常磐線の輸送力の強化と利便性の向上を図る。</p>	<p>我孫子市が構成団体となっている成田線活性化推進協議会や千葉県JR複線化等促進期成同盟において、常磐線の利便性向上に向けた取り組みを進める。JR東日本に対しては、常磐線特別快速の我孫子駅停車の実現や品川以南の東海道線との直通運転の実現、臨時特急「踊り子号」の運行継続などについて要望していく。また、松戸市・柏市・取手市などの沿線自治体とJR東京支社長との意見交換を行う。□</p>
				<p>成田空港を活用して千葉県経済を活性化するために官民が連携して設立された「成田空港活用協議会」を通して、成田線沿線の観光振興策の促進や重要な公共交通機関であるJR成田線の増発などの利便性向上を図る。</p>	<p>空港利用者の利便性向上やLCCの利用促進、観光振興、交通アクセスの充実などの戦略を実現していくため千葉県、成田市及び県内企業等が発起人となり平成25年7月に成田空港活用協議会を設立した。我孫子市もこの協議会に参画し、鉄道の充実について、成田線の重要性を協議会の中で検討していただき、沿線の活性化につなげていく。また、成田空港の発着回数の増加などに合わせた、成田線の増発などの輸送力の増強については、引き続き千葉県や沿線自治体と連携しながらJR東日本に働きかけていく。</p>
				<p>市民が快適に通勤・通学や日常生活に必要な移動ができるよう、重要な公共交通機関であるJR成田線の増発や上野・東京ラインへの乗り入れ本数の拡大など、輸送力の強化と利便性の向上を図る。</p>	<p>成田市・印西市・柏市・栄町・利根町・河内町とともに「成田線活性化推進協議会」を組織し、成田線の輸送力増強と利便性向上をJR東日本に強く働きかけるとともに、沿線内外の利用促進を図り、成田線沿線の活性化を進める。令和3年4月には成田線（我孫子～成田間）開業120周年を迎えるため、記念事業を実施する。□ また、千葉県と県内の関係市町村などで構成する「JR線複線化等促進期成同盟」において、JR東日本への要望活動を行うなど、成田線の輸送力増強と利便性向上に向けた取り組みを進める。□ さらに、期成同盟の常磐線対策部会と成田線（我孫子方）対策部会でそれぞれまとめられた要望事項を、JR東日本の本社・東京支社・千葉支社に対して要望していく。□</p>

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-4 安全で快適な道路の整備	道路ネットワークの充実	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		我孫子地区中心拠点へアクセスする路線として、国道6号から根戸新田・布佐下線へ南北をつなぐ幹線道路を整備し、自動車の交通導線を公園坂通りから本路線へ移行、安全で利用しやすい道路づくりを目指す。	我孫子都市計画道路事業は、我孫子地区内を円滑に移動できる道路網を整備するため、国道6号から根戸新田・布佐下線間全長1,270mのうち未整備区間の延長520m（幅員：一般部16m・交差点19m）の新設をする。
				都市計画道路や国道、県道、幹線市道等の整備状況、位置づけ、将来交通量、未整備路線整備の費用対効果等を踏まえ、幹線道路網について調査・検討を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。□ また、千葉北西連絡道路の計画に合わせて、影響する事業や活用する手法の抽出・検討を行う。	長期未整備都市計画道路についての見直し方針（H25年度）に基づき、市内の交通状況や道路の整備状況などを見極めながら、必要な見直しを行う。□ □ 千葉北西連絡道路の計画について、我孫子市の掲げている自然環境の保全、良好な住環境の維持、保全等の方針を損なうことのないよう、また、我孫子市の発展に寄与する道路となるよう、我孫子市としての必要な意見、提案、要望を行う。
				布佐小学校入口交差点及び小学校につながる道路の拡幅を行い、安全な通学路を確保する。	安全な通学路を確保するため、道路拡幅を行い歩道を整備する。それに伴い交差点の適正な形状について検討するとともに、国道356号線の管理者である千葉県と協議し、交差点の改良を進める。
				都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線を国道356バイパスとして県が整備を進めており、整備が完了するとバイパスの交通量増加が見込まれる。集中する交通を分散させるために、3・4・10号青山・日秀線及び3・4・9号下ヶ戸・中里線の整備を行う。	千葉県が進めている国道356号我孫子バイパス（都市計画道路3・5・15号根戸新田・布佐下線）の整備進捗に合わせて、都市計画道路3・4・9号下ヶ戸・中里線の全長3,140mの内、未整備区間の延長110m（幅員16m）及び3・4・10号青山・日秀線間全長5,260mの内、未整備区間の延長580m（幅員16m）を整備する。□
				下新木踏切の拡幅整備を行い、利用者の安全と利便性の向上を図るとともに、南北地区の連絡を強化する。	下新木踏切及び踏切に接続する両側市道の円滑で安全な通行を確保するため、地権者交渉を行って順次市道の拡幅用地を取得するとともに、歩道整備を行う。（延長210m）
				開発行為により、安全で快適な道路整備と狭い道路の解消を図る。	周辺の道路状況を考慮しながら、道路の規格及び安全施設等の付帯施設整備について開発事業者と協議し、指導する。また、開発行為により整備された新設道路及び拡幅道路の用地については、帰属により取得し、市が適正に維持管理する。
				交差点の安全性を検証し、交通事故や渋滞のない安全な交通環境の推進を図る。	信号処理による円滑な通行を確保するため、信号機設置が必要であり、これの要望を進めるとともに、交差点の適正な形状について検証し、改良していくものである。
				平成16年度から行われた高野山まちづくり事業で整備出来なかった部分の整備を行い、高野山地区内の円滑な通行を図る。	地権者交渉を進めながら、道路拡幅工事を行う。
				狭い道路を拡幅整備し、安全で円滑な通行を確保する。	国道6号線と天王台駅北口（柴崎台地区）方面を結んでいる市道24-003号線の拡幅整備を行う。□ 拡幅整備には、東京電力の特高ケーブルの移設等伴うことから、整備方法の検討が必要なことから、当面現道幅員を有効に使用できるよう、通行に支障となる電柱の移設を行う。
				新木駅北口の国道356号から新木駅北口までの地区の道路整備を行い、安全で円滑な通行を確保する。	国道356号から新木駅北口までの安全かつ円滑な通行を確保するための道路整備を行う。
				当該地区内の道路は幅員が狭いため、防災面の強化・快適な住環境の確保する道路整備が必要である。	中峠・古戸地区の防災面の強化・快適な住環境の確保するための道路整備を行う。
				土谷津地区の円滑な通行を図るため、市街地に通じる道路整備を行い、安全な通行を確保する。	土谷津地区の円滑な通行を図り、安全な通行を図るための道路整備を行う
道路機能を確保するために、道路用地の権原を取得する。	道路用地内の民有地の権原取得を進める。□ 道路・水路用地の借地契約更新を行う。□ *なお、令和4年度から2箇所が治水課へ管理移管予定のため、23000円減額予定				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-4 安全で快適な道路の整備	道路の適正な維持管理 (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		歩道の段差解消により安全で快適な歩行・車椅子通行帯の確保を行う。	歩道のバリアフリー化を進めるため、歩道の段差解消や点字ブロック設置等の工事を行う。
				我孫子隧道の歩道を改修することにより、歩行者及び自転車利用者が安全で快適に通行できるようにする。	歩行者及び自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、我孫子隧道の改修を行う。 □ 南側取付け階段改修（階段勾配5.1%を2.5%に改修済） □ 〔1期工事分〕 北側取付け階段改修（階段勾配5.4%を4.7%に暫定改修済） □ 〔2期工事分〕 北側取付け階段改修（階段勾配4.7%を2.5%に改修）
				白山跨線人道橋を延伸することにより、第四小学校、白山中学校の児童、生徒や地元住民が安全で快適に通行できるようにする。	白山跨線人道橋前国道356号に押しボタン式信号が設置されているが、歩行者の待機場所が狭いため、地元住民と協議を行いながら白山跨線人道橋の延伸や信号機の設置を行う。 □ □
				市民が道路を安全・安心に通行できるよう、放射線量の低減を図る。	市内の放射線測定結果に基づき線量の高い地域で小中学校・保育園・幼稚園周辺及び通学路を優先に側溝土砂の撤去・清掃等の道路の放射線量の低減化対策を実施する。
				街路灯の不具合を補修し、車両・歩行者の安全を確保する。また、安全上必要と思われる箇所に新規街路灯の設置を行う。	パトロール及び市民からの通報等で発見された街路灯の不具合を補修するとともに、必要箇所に新規設置を行う。 □ 所有する街路灯が全てLED化されている自治会に対しては、所有権を市に移管し、市で電気代や修繕等の維持管理を行っていく。
				夜間の交通安全の確保及び犯罪を防止する。	地域における夜間の交通安全の確保及び、犯罪の防止を目的に街路灯を設置及び維持管理する町会、自治会に補助金を交付する。また、補助金の見直しを行う。
				市内にある99橋について、法令に基づき5年に1度の点検を継続的に行い、適切な維持管理を行う。また、橋梁長寿命化計画に基づき「予防保全」型の維持修繕を行い、効率的な橋の維持管理を目指すものである。	市内にある99橋について、法令に基づく近接目視を伴う定期点検を、5年に1度の頻度で継続的に行う。また、橋梁長寿命化計画に点検結果を反映させるための更新を適宜実施するとともに、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の修繕工事や設計を行う。
				道路法により定められている市道の認定、廃止及び用途廃止を行う。	市道の認定・廃止・用途廃止等を行うため、資料の作成を行わない公示等を行う。新規認定・区域変更のうち延長を変更するもの及び認定の廃止をするものについては議案を作成し、議決後公示等を行う。
				放置自転車禁止区域及び公共の場所において放置自転車を撤去し、歩行空間を確保する。 □ 自転車駐車場維持管理運営を行うことで、駅周辺での自転車の放置を防止する。	○放置自転車対策 □ ・放置自転車禁止区域及び公共の場所の放置自転車の撤去・移送・撤去後60日保管 □ ○自転車駐車場管理運営 □ ・市内15か所の自転車駐車場の管理運営 □ ○啓発活動 □ ・自転車の放置抑止のためのパトロールの実施、自転車駐車場への利用誘導
				市民から寄せられる道路についての相談に対し、適切に対応していく。	市民から道路に関する多岐に渡る相談を受付して、個別に問題解決を図る。
				現場の支障箇所を早急に解消して車両・歩行者の安全を確保する。 □ 自治会清掃等で発生した残土を回収し処分する。	市道舗装・排水側溝の小規模な補修、道路用地の草刈等。 □ 市道舗装面の陥没復旧・劣化等による剥離の補修、側溝等の破損による漏水対応、道路上の散乱物・倒木等の交通障害物撤去、災害時の対応。 □ 土木センターで行う排水側溝清掃及び自治会清掃で発生した残土を回収し処分を行う。 □
道路の破損箇所を支障ない状態に補修するとともに、史跡・文化財などの各ポイントをつなぐ道路のイメージアップを図る。	安全で快適に通行できる道路機能を確保するため、舗装や路面排水施設等の維持補修を行う。実施にあたっては、道路占用工事と調整して、より効果的な維持補修を行う。				
現道の支障箇所を早急に発見・解消し、車両・歩行者の安全を確保する。	市道の構造を保全し、円滑な通行を確保するために行う				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-4 安全で快適な道路の整備	道路の適正な維持管理 (2/2ページ)			安全で快適に通行できる道路機能を確保していくため、効率的な維持管理を行う。	道路管理区域内の清掃、草刈を適宜実施して、安全で快適な道路環境を確保する。
				安全で快適に通行できる道路が求められる。しかし、道路陥没等による原因で道路瑕疵事故が発生しており、被害者に道路賠償責任保険を適用して速やかに補償していく。また道路工事や道路瑕疵に起因する損害賠償請求事件訴訟にも対応する。	市道上で発生した道路瑕疵による事故について、被害者に道路賠償責任保険で補償する。また道路瑕疵により発生した損害について、被害者からの損害賠償請求訴訟に対応する。
				安全で快適に通行できる道路機能を確保し、市道管理の充実を図る。	路上に放置された車両の所有者を調査し、道路の安全管理に努める。また、所有者不明の場合警察官立ち合いで撤去する。
				法定外公共物の草刈等の維持管理を行うとともに、将来的に道路とする必要性のない土地については、譲渡して効率的な財産管理を行う。	法定外公共物の管理体制を確立し適切な維持管理・使用手続受付等・草刈り等の維持管理・境界確定等の財産管理を行うとともに、道路が必要な箇所についてはこの用地を活用し整備する。□
				我孫子市の環境軸をより厚みのある豊かなものとするために、車両・歩行者の安全を確保しながら街路樹を守り育てる。	街路樹の路線別特色に基づき適正・効率的に剪定、消毒、倒木・枯木処理、補植等を実施する。
				市民生活のふれあいの場である道路に、わかりやすく親しみのある愛称を付たことで自分たちの住んでいる町に愛着を持って頂くとともに、利用する市民や訪問者に必要な情報をわかりやすく正確に伝導する。	主要道路の愛称について、道路愛称検討委員会に諮問し、これを受けて愛称を決定。□ 当該道路に愛称看板を設置するとともに、住宅地図や道路地図等に掲載依頼、ホームページ□への掲載等により広く愛称の定着を図る。
				道路環境美化に対する市民意識の高揚を計るとともに、市民と行政との協働による健康で快適なまちづくり□を推進する。	道路の歩道及び駅前広場等の植樹帯の維持管理を市民の自主的な参加により行なうことで道路空間の魅力化を図るとともに、関心を持つ市民を増やしていく。市としては、活動場所の確保や資材の貸し出し等支援を行う。
				道路の構造を保全し、一般交通の危険を防止するため。	道路法による保安基準（車両の長さ、幅、高さ、総重量等）を超える車両については、車両制限令に基づき、道路管理者の許可が必要となる。申請に基づき、道路の構造、幅員等を考慮し、通行経路の変更や通行条件を付し許可する。なお、道路管理者を異にする二以上の道路に係るものは、一つの道路管理者が他の道路管理者に協議し同意を得れば許可することができるとなっております。本市においては協議に対する回答・同意が主となっている。
				市道に隣接する土地所有者が、市の土地との境界を明確にするために境界査定する。□ 我孫子市が管理する公共基準点2000点のうち未変換の700点を世界測地2011に変換し、併せて台帳整理も行う。	境界を確定するには、隣接地所有者の立会いを求め同意が必要となります。また、事前に内部調査（他課）し関係者と打合せが必要となります。□ 未変換の公共基準点を、世界測地2011に変換する。
				道路の維持管理を行うため、道路幅員や埋設管情報、境界査定情報を電算化し、維持管理しやすく簡単に情報提供できるようにする。	道路台帳や査定資料等を電算化した道路管理情報システムへ、新たに認定された道路や境界査定した道路の情報を入力し、市民や事業者に情報を提供する。□ 令和3年12月に道路台帳図等の統合型GISの運用を実施し、道路台帳図、路線網図、公共基準点をHP公開する。
道路の本来の機能を妨げない範囲で、一般交通以外の目的で道路を使用することを許可・承認し、道路の使用の秩序の維持を図る。	道路占用許可・道路工事施工承認・法定外公共物使用及び土木工事施工許可について申請者に対し、道路法に基づき、指導調整を行い、許可書を発行する。□ 許可・承認のとおり正しく工事が実施されたか検査し、道路占用料条例に基づき占用料の徴収を行う。□ また、道路占用台帳管理システムの中の地図機能を利用し、申請場所を管理することで申請場所の抽出や検索を迅速に行えるようにし、完了検査やクレーム処理に対する事務の効率化を図る。□				
市道道路区域等の情報を明示するため、道路法により定められている道路台帳を整備し、修正等の台帳管理を行う。	市道の区域確定・認定・廃止・供用開始等の区域について、道路台帳の修正を行う。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-5 利用したくなる公園の整備	公園の維持管理	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		安全・安心な公園とするため、適切な公園管理を行う	除染については、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ50cmの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを目指す。□ さらに、本市独自の取組みとして、砂場は高さ5cmでの放射線量を毎時0.23マイクロシーベルト未満にするよう対応する。□
				公園の適正な維持管理業務を行い、快適で利用しやすい公園にする。	年間を通しての公園の草刈、樹木剪定、公園の清掃及び遊具の定期点検など、誰もが安心して利用できるよう適正な維持管理を行う。また、公園を快適に安全・安心して利用できるよう水道の利用、賃貸土地の更新、賠償責任保険に加入など（千葉県緑化推進委員会等への負担金を含む。）を行う。公園施設として帰属となる公園用地(開発面積の6%)について、我孫子市公園緑地設置基準に基づき緑の基盤をつくるため、公園の配置、形状、施設、植栽等の指導を行う。開発事業完了後は工事完了検査及び帰属手続きを行う。帰属による台帳の作成、用地取得・工事等に伴い公園台帳を作成する。公園台帳・公園マップについて、統合型GISシステム導入の検討を行い、市民に対して公開することとする。□
				快適な都市公園維持のための適切な利用の指導と許可	都市公園法第5条設置・管理許可、第6条占用許可、都市公園条例第2条行為許可の事務を行う。
				安全・安心な公園とするために、適正な公園管理、修繕、改良を行なう。	大小合わせて22箇所ある公園・緑地の施設の点検を市、及び公園の清掃管理を委託している自治会（4月末提出）などが行い、利用者が安心・安全に利用できるように、遊具施設など危険性の高いものから修繕改良工事を行い、適正な維持管理を行う。
				多くの市民が快適に利用できる公園とするため適正な公園管理を行う。	公園・緑地の清掃、管理業務を自治会に委託する。
				地域のニーズにあった特色ある公園づくりを市民が主体的に進めることで、公園づくりを通じた市民交流や市民活動の活性化を図る。	地域の身近にある街区公園を市民交流や市民活動の場として活用し、公園が地域にとって大切なものとなるよう、市民と行政が協働で公園づくりを行なう。市は、手づくり公園活動団体が行う地域のニーズにあった特色のある公園づくりを積極的に応援するため、公園づくりに必要な物品の交付や貸し出し、各種の情報提供を行なう。
地域のニーズにあった公園づくり	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		根戸城址跡地や金塚古墳といった歴史的遺産を一体的に保全するため公園の整備を検討する。また、根戸地区など市街地で公園の不足している一部区域について公園の整備を検討する。	公園の不足している地域は、住民が有効に利用できる区域を選定し、公園整備を検討する。市民ニーズに即した公園となるよう整備を行う。	
			気象台記念公園整備計画に基づき、環境や歴史などの特徴を十分に踏まえた整備を図る。	気象台記念公園基本計画で位置づけた岡田武松記念館の整備は、安全・安心の公園整備を優先し、当面は行わないこととし、現状抱えている樹木の適正な管理・整備を行っていく。	
			安全・安心な公園とするため、適正な公園管理を行なう	誰もが安心・安全に公園を使用できるよう出入口や園路等のバリアフリー化の修繕工事を行い、快適な大規模公園となるよう適正な維持管理を行う。	
5-7 安全な水道水の安定供給	安全で安心な水道水の供給 (1/2ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない	浄水場施設の耐用年数が経過し能力が低下した機器を計画的に更新し、安全な水の安定的な供給に努める。	我孫子市水道事業基本計画に基づき浄水場施設の更新を行う。	
			包括委託により事業運営の効率化と安全な水の安定供給を図ると共に市民サービスの向上を図る。	浄水場設備運転及び維持管理業務等の包括的民間委託□ 1. 浄水場運転監視操作業務及び巡回点検業務□ 2. 電気機械設備機器年次保守点検及び設備維持管理業務□ 3. 施設管理業務□ 4. 薬品管理業務□ 5. 水質管理業務	
			浄水場施設の適切な維持管理を行い安全な水を安定的に供給する。	浄水場施設の保守点検及び修繕等の維持管理を行う。□ 1. 設備の保守点検□ 2. 水槽及び施設の清掃等維持管理□ 3. 設備の修繕□	

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-7 安全な水道 水の安定供給	安全で安心な水道水 の供給 (2/2ページ)			適正な水質管理のもと、安全・快適でおいしい水道水を供給する。	水質検査計画に基づき、適正に水質検査を実施すると共に洗管作業により市内の水質管理を行う。□ また、水道水への様々なリスクに対し安全性を高めるため水安全計画を運用する。
				将来にわたり安定して供給できる水道	安定した水源の確保を行い、安全な水を安定的に供給する。
				導・送・配水管網や取水井・浄水場内施設の情報をデータベース化して管理する。	水道局発注工事により更新された管路に関するデータを管路情報管理システムに登録し、管路情報を最新のデータに維持管理する。
				経年劣化が進んでいる基幹管路（重要給水施設に至るルート）の計画的な更新を実施することにより耐震性に優れた基幹管路網を構築し、更に安心・安全で安定した水供給が可能となる強固な水道施設運用を確立する。	重要給水施設管路のうち、応急給水設備を設置するが災害用対策井戸を有しない市内小学校10校への配水ルート（浄水場内配管も含む）を基幹管路と再定義し、我孫子市耐震化計画に優先順位を付け耐震化を進めることで、具体的かつ効果的な地震災害に強い基幹管路網を構築する。
				経年劣化が進んでいる水道管路施設の計画的な更新を実施することにより耐震性に優れた水道管路網を構築し、更に安心・安全で安定した水供給が可能となる強固な水道施設運用を確立する。	経年劣化管路（配水管）を耐震・耐食性に優れた管材に布設替えし、地震災害に強い管路網を構築する。管路耐震化及び老朽管更新にあたっては「水道管路網総合評価（耐震・重要度）」で学術的に評価した管網解析を基礎データとした「我孫子市水道管路耐震化計画（平成27年3月策定）」を踏まえ、現状の課題（更新継続・漏水調査・老朽塩ビ管・鉛製給水管・管網見直し）を総括し将来の方向性を定めた「我孫子市水道事業基本計画（平成31年3月策定）」に基づき計画する。
				大規模事故を引き起こすことも危惧されるとともに水道経営にも悪影響を及ぼす一因ともなっている無収水量となる漏水を防止することにより資源消費の節約と有収率の向上を図る。	水道管路、水道管路付属施設、消火栓等の修繕工事の施工、工事監督、断水対策、その他漏水修繕に係る事務処理を実施する。
				配水管新設・拡張整備により水道未普及地区の解消を図る。	水道未普及地区解消を目指し未供給世帯個々の要望や状況を確認の上、水道局が配水管路新設・拡張整備を行うことにより水道利用を促進し、普及率の向上を図る。
				市施行の公共施設整備事業や民間宅地開発事業による水道管の新設・切廻し工事、要綱及び仕様書に基づき局職員が指導及び検査し、水道施設の品質を保つことを目的とする。	市施行の公共施設工事に伴う水道管路切廻し工事や、民間事業者が行う宅地開発・造成に伴う水道管路新設・切廻し工事など起因者が自己の発注により施行する水道管路工事の審査、許認可、指導監督、検査、施設譲渡業務を「我孫子市水道配水管自己施行工事に関する要綱（平成26年3月31日（水）告示第1号）」により実施する。
水道事業の健全経営 (1/3ページ)	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない			専用水道等の布設及び管理を適正に行い、衛生的な水が利用されることで、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与する。	水道法に基づく専用水道、簡易専用水道、我孫子市小規模水道条例に基づく小規模水道（小規模専用水道、小規模簡易専用水道）の設置者に対し、施設の布設工事や維持管理などについて、飲料水の安全が確保されるよう指導する。
				水道水を安定供給するために給水施設の維持管理を行う。また、お客様が必要とする水道に関する情報をホームページなどの媒体を用いて発信する。	・給水施設の維持管理（漏水、穿孔不良などへの対応）□ ・給水装置に係る情報の提供□ ・給水装置の廃止処理□ ・給水装置工事兼給水契約申込書及び給水装置工事竣工図書の整理保存□
				申請者からの給水装置工事の申請について、基準どおり設計施工が行なわれているか審査及び検査を実施し、一元的に維持管理をする。	申込者からの給水装置工事の申請について、その内容を審査し適否を判断し、承認するとともに、それに伴う給水申込納付金、給水装置工事設計審査手数料、給水装置工事検査手数料を賦課する。承認後の工事検査に当たっては、立合いを行い設計に基づいて工事が適正に行なわれているか検査確認する。
				給水装置工事を行う事業者については、指定工事事業者として指定を受けなければならない。その資格審査の結果を基に指定を行うことにより、給水装置工事監理の適正化を図ることができる。	水道法及び我孫子市給水条例施行規定第9条により、指定工事店の指定を受けようとする工事事業者は、指定申請書を提出する。資格審査の結果、指定の許可条件を満たしている工事事業者に対しては指定を行う。また指定後も、施工した工事が施行基準に沿って行われたか確認・指導することで、事業者の意識を高める。
				貯水槽水道管理者に対して、貯水槽の維持管理について啓発を行う。	貯水槽台帳に基づき、設置者への指導・助言を積極的に行い、設置者の管理意識の定着と衛生上の問題発生を防止する。また、集合住宅等の受水槽では直結（増圧）給水への普及促進を進める。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-7 安全な水道 水の安定供給	水道事業の健全経営 (2/3ページ)			直結直圧給水・直結増圧給水の普及促進により、小規模貯水槽の衛生問題解消と安全でおいしい水の供給を図る。	実施要領による一定の条件のもと、3階建て以上の新規共同住宅については直結増圧給水、3階までの専用住宅及び店舗併用住宅については直結直圧給水の普及を推進し、既設の小規模貯水槽水道設置者に対しては、貯水槽水道から直結給水への切替えを積極的に推進する。
				水道メータについて、適正な設置・管理及び在庫管理を行う。	水道メータについて、経年メータの交換、新規メータの出庫等にあたり、在庫管理を適正に行なう。年度末メータの棚卸、年度前後期メータ発注、経年メータ出庫計画作成、工事申請に基づくメータ出庫管理、引き上げ（局保管・廃止等による）メータの台帳処理。
				市が行う公共調達について、入札及び随意契約の適正な運用を図り、競争性、透明性、公正性及び客観性の確保するとともに恣意性を排除して実施する。	契約担当は、財務規則第138条に規定する額を超える契約、年間約800件を処理している。□ 公共調達は、競争入札（公募型競争入札）に付すことを原則とし、全契約件数中、年間約280件から290件の入札案件を公募型一般競争入札、指名競争入札及び総合評価落札方式入札により執行している。随意契約については、一部は入札等審査会に諮るなどして、財務規則等の法令に従い適切に運用している。□ また、約4000業者を登録する競争入札参加者登録簿の維持・管理を行うため、資格審査等の事務を行っている。
				企業の経済性を発揮すると共に、公共の福祉増進に向けた経営に資するため、適正な財務管理を行う。	1年間の活動目標を金銭面で示した予算に基づき、執行した内容の結果を、決算として調整する。
				広報紙やホームページなどによる広報活動により、水道使用者の水道事業への理解を深める。	広報紙やホームページなどにより、水道事業の現況や水道使用者へのお知らせ等の情報を提供する。また、イベントでPR活動を行い、水道事業への理解を深めていただく機会を作る。
				公用自動車を集中管理することにより、管理事務の効率化と諸経費の削減を図る。	各担当で管理していた公用車両の管理（調達、運用、維持修繕）を一括して行う。
				企業の経済性を発揮すると共に、公共の福祉増進に向けた経営に資するため、適正な財務管理を行うこと。	健全財政を基礎として、適正な設備投資を行い水道事業を推進する。□ 公営企業会計基準に基づく適正な財務管理に努める。
				企業の経済性を発揮すると共に、公共の福祉増進に向けた経営に資する企業会計原則に基づき適正・正確な経理を行うこと。	資金管理（出納全般、保管、運用）及び会計関連書類の審査・保管を適正かつ正確に行い、このためのチェック体制の二重化と執行管理を徹底し、適時的確な計理状況を把握する。□ また、平成26年度から適用された新会計基準に基づく正確な計理に留意する。
				適正な人事管理業務を遂行し、柔軟で実行力ある組織を作る。	・水道局職員の人事、給与、服務、福利厚生及び衛生管理に関する事務を行う。□ ・水道局の文書管理（文書の收受や発送、整理保存など）に関する事務を行う。
				貯蔵品は資産として経理処理が行われているため、有効に活用する。	貯蔵品準備計画を作成し、購入、出納等適切な在庫管理を行い、棚卸を経て次年度へ継承する。□ ①貯蔵品の購入 ②在庫管理 ③棚卸し ④貯蔵品出納
				水道局の経営基盤を強化するため、機能的な運営体制の再構築。	①関連する例規の制定及び改廃□ ②上位法改正にともなう関連例規への影響調査□ ③賠償請求事務（放射線対策）
				将来の水道事業を担う職員の育成は喫緊の課題であることから、水道局職員人材育成基本方針に沿って、企業職員として経営感覚にあふれる職員を育成する。	ベテラン職員の知識や経験を若手職員に伝えるため職場内でジョブオプトレーニングを行うほか、専門的な外部研修を積極的に活用し、水道局職員として必要な知識・技術の習得を目指す。また市長部局が実施する研修にも参加する。
				水道事業基本計画に掲げる事業の目標到達度や外部環境の変化等を的確に把握することにより、合理的で効果的な事業運営を図れるようにする。	各事業の進捗状況を把握し、社会経済情勢等の外部環境の変化を踏まえた評価や要因の分析を行い、今後の対応方針を検討する。事業執行にあたっては水道局内の連絡調整を行う。また、必要に応じて関係機関と情報交換を行う。
水道料金等の未納者に対し滞納整理（給水停止処分を含む）を行い、収納率の向上を図る。	水道料金等の未納者に対し滞納整理（給水停止処分を含む）を行う。				

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
5-7 安全な水道 水の安定供給	水道事業の健全経営 (3/3ページ)			民間企業が持っている様々なノウハウを導入することにより、業務の効率化を図り、経費の削減を行うとともに、お客様サービスの向上を目指します。	《料金業務系》・窓口受付業務 ・検針業務 ・検算業務 ・調定・更生業務 ・収納業務 ・精算業務 ・開・閉栓業務・滞納整理業務 ・給水停止業務 ・下水道使用料に関する業務 《給水業務系》・窓口受付業務 ・給水装置工事設計審査業務及び水理計算業務 ・道路占用許可申請業務 ・給水装置工事分岐検査業務 ・給水装置工事竣工検査業務 ・量水器交換実施計画等の策定 ・漏水防止対策支援業務 ・給水装置の廃止手続き業務 ・指定給水装置工事事業者(指定工事店)管理支援業務 ・管路情報管理システムに係る支援業務 《会計業務系》・日次・月次処理 ・予算・決算支援業務 ・各種報告・調査・統計支援業務 ・貯蔵品出納及び棚卸業務 ・財務会計システム
				量水器の検針結果をもとに、正確かつ確実に水道料金の調定・徴収・収納を行う。	・閉栓栓業務 ・量水器の検針・点検業務 ・納付書発送業務 ・料金賦課、徴収・収納業務

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
7-3 スポーツの 振興	スポーツに親しむ環 境の充実	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		市民の健康・体づくりを推進するため、総合型地域ス ポーツクラブをの活動を支援する。スポーツを楽しめる機 会をつくるため、市民・県民体育大会、チャレンジスポ ーツフェスタ、チームラン、新春マラソン大会等の様々なス ポーツイベントを開催する。また、生涯スポーツを支える 人材を確保するための、指導者養成講座を開催する。	・総合型地域スポーツクラブの支援口 ・地域スポーツフェスタ開催（3箇所）口 ・市民体育大会口 ・県民体育大会口 ・チャレンジスポーツフェスタ（10月開催）口 ・指導者養成講座（12月）口 ・新春マラソン大会（12月）口 ・ボールゲームフェスタ開催（3月開催）口 ・チームランうなぎちカップ開催（11月開催）
				競技者、団体への支援を行いスポーツの振興を図る。	全国大会等への出場奨励金の交付、スポーツ振興功労者表彰、エコマラソン負担金
				市民プールの代替として、夏季休業期間中に小学校プール を開放し、市民が身近な場所で気軽にプールを楽しむこと ができる環境を整備する。また、学校開放を実施している 小・中学校の体育館等の施設の修繕整備を図る。	湖北台西小、根戸小、我孫子第一小、湖北小、我孫子第三小、我孫子第四小、新木小、並木小、湖北台東小、高野 山小、布佐南小の11校のプール（一般開放）を夏季休業期間中、市民に無料開放する。布佐小学校、第2小の2 校については、団体開放（5日間）実施する。また、学校体育施設の年間開放を実施 口
				近隣市町等との体育施設の相互利用及び民間等の体育施設 の一般開放を進めることにより、本市に不足している施設 の補完し市民が気軽にスポーツに触れ親しめる環境を整備 する。	○近隣市との体育施設の相互利用、民間企業や学校等の所有する体育施設の開放を進める。・現在実施している茨 城県取手市との体育施設相互利用協定の継続・新たな近隣市町体育施設の相互利用に向けた調査・検討を行い実施 する。・市内の高等学校・大学が所有する体育施設の開放に向けた協議を行い実施する。・現在実施している民間 温水プールの開放を継続するとともに、市内の民間企業所有の体育施設の開放を調査し、検討し実施する。
				安全で快適に市民体育館を利用できるよう維持補修を行 う。	市民体育館の維持補修を行う。
				老朽化している市民体育館施設を計画的に改修し安全で快 適に利用できる環境を整備する。	市民体育館施設の計画的な改修を行う。口
				市民体育館の管理運営について、指定管理者制度の継続等 をととして施設の適切な管理運営を図る。	市民体育館管理運営を指定管理者と連携して行う。
				市民が安全で快適に活動できるよう市内各体育施設の維持 補修を適切に行う。	・各運動施設の維持補修・放射線量が基準値を超えた箇所が生じた場合は、対策を講じる口 ・五本松運動広場について、現在のスポーツ広場（クレー）及びみどりの広場の再整備に向けて、PPPやCM業 務の活用なども含め、整備・管理・運営の手法について検討を行う。口
				市民が、安全に気持ちよく、市内運動施設を利用できるよ う、管理運営を行います。	市内各運動施設等の管理運営を行う。各施設の設備点検、樹木等の管理口
				体育館施設周辺の土地を活用し、武道ゾーン（弓道場・武 道場）の整備として、活動場所の充実を図る。	総合的な武道施設の整備に向けての検討を行う。口 ・平成28年度から令和4年度（地権者動向調査、整備手法等の検討）
8-1 男女共同参 画の推進	男女共同参画の推進	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		DV被害者の相談に応じるとともに、緊急時には被害者の 安全を確保する。また、庁内関係各課や弁護士等さまざま な機関と連携しながら、相談から、緊急避難、生活再建ま でワンストップで支援を行う総合的なソーシャルワークを 展開するとともに被害者の個人情報保護に努める。	・配偶者暴力相談支援センターの運営を行う口 ・婦人保護事業に基づく事業を実施する口 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づく被害者の相談業務口 ・DV被害者の保護を図るために、一時保護施設を運営する機関と協力する口 ・離婚、親権、養育費、財産分与等に関する相談支援を行うため弁護士と連携する口 ・加害者から離れ、避難するDV被害者の生活再建に向けたソーシャルワークを行う口 ・被害者の個人情報漏洩を防止するための措置を図る口 ・性暴力被害者に対する相談支援を行う口
				男女共同参画社会を実現するために、「我孫子市第3次男 女共同参画プラン」に基づき、事業を進行管理し、全庁的 な組織である推進本部と市民や関係団体や学識経験者らを メンバーとする審議会を運営する。	○ 男女共同参画プラン推進本部において「我孫子市第3次男女共同参画プラン」計上事業の進行管理を行う。幹 事会を開催し、推進本部の会議に付する事案の検討及び調整を行う。口 ○ 男女共同参画審議会を開催し、市の方針に対する幅広い意見や専門的意見を聴く。
				男女平等意識の形成と社会制度・慣習を見直す契機とす る。	講演会の実施や情報紙の発行、またSNSを通して市民に男女共同参画社会づくりへの認識を広めるとともに市民 の理解を深める。

第四次総合計画 基本施策	基本施策における 取組	現在の市の取組 に対する印象（評価）	「課題がある」とした理由 （改善が必要な点、新たな取組など）や 事業全般に関するご意見（普段感じていることなど）	【参考】「基本施策における取組」対応する現在の実施内容	
				目的	事業内容
8-2 人権尊重社会の推進	人権尊重社会の推進	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的としています。	○社会を明るくする運動我孫子市推進委員会が犯罪予防や非行防止を目的とした事業を実施する。□ （街頭啓発、広報活動等）□ ○市内小・中学校及び企業・団体等に対する運動への協力依頼□ ○小・中学生対象に千葉県作文コンテストの参加依頼
				人権擁護委員の活動を援助・協力することにより、国民に保障されている基本的人権を擁護し、人権尊重思想の啓発・高揚を図る。	人権擁護委員による人権相談及び人権啓発活動への協力・支援□ <事業概要>□ ・人権相談の会場確保及び設営□ ・人権啓発活動の協力・支援□ ・人権擁護委員協議会への協力・支援□ ・人権擁護委員協議会の会議出席
				自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、策定した我孫子市のちを支え合う自殺対策計画（平成31年度より5か年計画）に基づき、社会福祉課が事務局として、関係機関や庁内関係課と自殺防止事業の横断的な連携を図り、自殺者の減少を目指す。	(1) 自殺対策協議会を開催し、関係機関との連携と情報の共有化を行う。□ (2) 自殺対策庁内連絡会議を通じ、地域の自殺の現状や自殺対策事業について情報の共有化を図る。□ また、自殺対策事業の進行管理や情報提供など調整を行う。□ (3) ゲートキーパー（命の門番）研修や啓発用物品の作成・配布等、自殺予防に関する啓発活動を行う。□ 【政策】我孫子市のちを支え合う自殺対策計画で掲げた、みんながゲートキーパーのまち「我孫子」を目指すため、ゲートキーパー養成研修（希死念慮や自殺企図を抱えた方の心理状況や対処法等の自殺予防の知識を深める。講師は企業や団体でのカウンセラー等）を職員講師に切替え出前講座を実施するとともに、自殺者数が増加傾向にあるため啓発・周知の強化を図ります。
8-3 平和社会の推進	平和社会の推進	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		原子爆弾により被爆した市民に対し被爆者見舞金を支給することにより、被爆者の健康と福祉の増進を図る。	○市内の被爆者を対象に被爆者見舞金を支給する。□ ・市内に居住し、毎年7月1日現在住民基本台帳に登録され、被爆者健康手帳を持っている方が申請することにより、見舞金を支給。（見舞金額10,000円）
				戦没者に対し追悼の誠をささげるとともに、二度と戦争を繰り返すことのないよう恒久平和を市民とともに祈念する。	11月 ○本市関係戦没者に対し戦没者追悼式を挙げる。□ ・拝礼、黙とう、式辞、追悼のことば、献花、献詠
				祈念式典事業を通じ、唯一の原爆被爆国として、その体験と記憶を風化させることなく後世に伝え、恒久平和への啓発を行う。	被爆76周年平和祈念式典を「原爆被爆者の会」と共同で実施する。□ 平和の記念碑の維持管理を行う。□ 核兵器廃絶と恒久平和のための啓発活動、市民が被爆者の体験を聴き交流する機会づくりを行う。□ ・「平和の灯」の維持管理□ ・「さだこ鶴」の維持管理□
				戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年という節目の機会又は5年ごとに国として改めて弔慰の意を意すため、特別弔慰金が支給される。	○戦没者の遺族を対象に特別弔慰金等を支給□ ・申請書の受理□ ・国庫債券の交付□ ・受給対象者への請求指導□ ○その他給付金等□
				市民や市民団体と連携しながら、原爆や戦争の記憶をきちんと次世代に伝えることにより、多くの市民が平和の尊さへの思いを強めてもらうこと。	・多くの市民や市民団体と連携しながら、原爆や戦争の記憶をきちんと次の世代に伝え、より多くの市民が平和の尊さについて考える機会となるよう事業を実施する。□ ・市内中学生に平和について学んでもらうよう広島・長崎に派遣する。□ ・平成27（2015）年度に歴代の派遣中学生などを中心に始まった「平和リレー講座」など、派遣体験をもつ若い世代に、平和事業により積極的に関わってもらえるような取り組みを検討していく。□ ・平成27（2015）年度に新たに設置した「平和の灯」や「サダコ鶴」などを活用した取り組みも検討していく。
8-4 国際交流・多文化共生の推進	国際交流・多文化共生の推進	1. 十分である 2. 課題がある 3. わからない		日本や外国の文化や習慣などの理解を通じて、国際性を育む環境づくりを推進するとともに、外国人も暮らしやすいまちを実現する。	地域の国際化や外国人も暮らしやすいまちの実現に向けて活動している我孫子市国際交流協会（AIRA）が行うイブニングクラス日本語や外国人のための文化講座、国際交流バスツアー、来日外国人ホームステイの受け入れ、翻訳・通訳学習会などの事業に対して、補助金を交付する。□ また、我孫子市国際交流協会と共催し、国際交流スピーチ大会と国際交流まつりを開催する。□
				在住外国人が快適に日常生活を送れるよう支援を行う。	地域の国際化や外国人も暮らしやすいまちの実現に向けて活動している我孫子市国際交流協会（AIRA）に、外国人のために必要な次の支援業務を委託する。□ ・日本語教室の開催業務□ ・窓口や電話で市内に在住・在勤・在学の外国人からの相談を受ける外国人相談窓口業務□ ・通訳の派遣を行う外国語通訳派遣業務□ ・簡易文書の翻訳を行う翻訳業務